

掲載内容

第1章

消防用設備等の設置の義務付け

- 1 設置の義務付けに係る基本法令
- 2 市町村条例による付加規定
- 3 特殊消防用設備等
- 4 消防用設備等の種類
- 5 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

第2章

防火対象物のとらえ方

- 1 防火対象物の定義
 - 1-1 消防法で定義される防火対象物
 - 1-2 消防法施行令で定義される防火対象物
- 2 防火対象物の単位
 - 2-1 消防用設備等の設置単位
 - 2-2 渡り廊下等により接続されている建築物
 - 2-3 別棟として取り扱うことができる場合
 - 2-4 令8区画によるみなし防火対象物
 - 2-5 令9条による複合用途防火対象物のみなし防火対象物
 - 2-6 令9条の2による地下街との接続
 - 2-7 同一の敷地
 - 2-8 規12条の2の構造(火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造)
 - 2-9 規則13条区画
 - 2-10 特定共同住宅等の区画
- 3 防火対象物の用途
 - 3-1 防火対象物の用途区分(令別表第1)
 - 3-2 令別表第1の備考
 - 3-3 主用途と従属用途
- 4 その他
 - 4-1 建築物に係る面積、高さ等の算定方法
 - 4-2 消防法において引用される建築基準法令の用語
 - 4-3 消防用設備等の設置緩和

第3章

主たる用途別の消防設備設置基準

「消防設備設置基準一覧表」の見方・扱い方

- 1 劇場・映画館・演芸場又は観覧場
- 2 公会堂・集会場
- 3 キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等
- 4 遊技場・ダンスホール
- 5 性風俗関連特殊営業を営む店舗等
- 6 カラオケボックス等
- 7 待合・料理店等
- 8 飲食店
- 9 百貨店・マーケット等
- 10 旅館・ホテル・宿泊所等
- 11 寄宿舎・下宿・共同住宅
- 12 特定共同住宅等
- 13 病院・診療所・助産所
- 14 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等
- 15 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム・老人福祉センター等
- 16 幼稚園・特別支援学校
- 17 小学校・中学校・高等学校等
- 18 図書館・博物館、美術館その他これらに類するもの
- 19 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
- 20 令別表第1(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
- 21 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)
- 22 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 23 工場又は作業場
- 24 映画スタジオ又はテレビスタジオ
- 25 自動車庫又は駐車庫
- 26 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
- 27 倉庫
- 28 令別表第1(1)項イから(14)項までに該当しない事業場
- 29 特定複合用途防火対象物
- 30 複合型居住施設
- 31 非特定複合用途防火対象物
- 32 地下街
- 33 準地下街
- 34 重要文化財等
- 35 延長50m以上のアーケード
- 36 市町村長の指定する山林
- 37 舟車
- 38 住宅の用に供される防火対象物

第4章

部分の用途に着目した消防設備設置基準

- 1 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの又は部分
 - 1-1 少量危険物の定義
 - 1-2 設置が義務付けられる消防用設備等
- 2 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの又は部分
 - 2-1 指定可燃物の定義
 - 2-2 設置が義務付けられる消防用設備等
- 3 屋上部分で航空機等の発着の用に供される部分
 - 3-1 回転翼航空機又は垂直離着陸航空機の発着の用に供されるものの定義
 - 3-2 設置が義務付けられる消防用設備等
 - 3-3 ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の特例
- 4 道路の用に供される部分
 - 4-1 道路の用に供される部分の定義
 - 4-2 設置が義務付けられる消防用設備等
 - 4-3 道路の用に供されている部分に係る基準の特例
- 5 自動車の修理等に供される部分
 - 5-1 自動車の修理等に供される部分の定義
 - 5-2 設置が義務付けられる消防用設備等
- 6 駐車場の用に供される部分
 - 6-1 駐車場の用に供される部分の定義
 - 6-2 設置が義務付けられる消防用設備等
- 7 電気設備が設置されている部分
 - 7-1 電気設備が設置されている部分の定義
 - 7-2 設置が義務付けられる消防用設備等
 - 7-3 設置の緩和
- 8 鍛造場等多量の火気を使用する部分
 - 8-1 鍛造場等多量の火気を使用する部分の定義
 - 8-2 設置が義務付けられる消防用設備等
 - 8-3 設置の緩和
- 9 通信機器室
 - 9-1 通信機器室の定義
 - 9-2 設置が義務付けられる消防用設備等
- 10 冷凍室・冷蔵室
 - 10-1 冷凍室・冷蔵室の定義
 - 10-2 設置が義務付けられる消防用設備等
- 11 大規模・高層建築物等の総合操作盤
 - 11-1 総合操作盤の定義
 - 11-2 消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の要件

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

用途区分

設置基準

緩和措置

付加基準

を一冊に集約!



- ◆難しい用途区分をわかりやすく解説!
判断に迷いやすい防火対象物の用途区分について、わかりやすく解説しています。
- ◆表形式でコンパクトに提示!
消防用設備等の設置基準について、防火対象物の用途ごとに表形式でまとめています。
- ◆緩和措置や付加基準もカバー!
法令に基づく緩和措置や、条例において付加される基準の一例として「東京都火災予防条例」の内容を盛り込んでいます。

B5判・総頁276頁
定価 3,850円(本体3,500円)
送料460円

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!! (電子版)
定価3,080円(本体2,800円)

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総務本部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土蔵町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土蔵町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.3) 509621

この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



第3章 主たる用途別の消防設備設置基準

13 病院・診療所・助産所

関係条文：令別表第1(6)項イ

用途の定義	
共通する内容	医療法の適用を受ける医療施設である。あん摩・マッサージ・指圧施術所、鍼灸院、柔道修復施術所（整骨院や接骨院）は該当しない。 なお、施設の病床種別、病床数、特定診療科名、勤務する職員数により、①特定病院、②特定診療所、③非特定医療機関（有床系）及び④非特定医療機関（無床系）に区分される。
病院	医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数者のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう（医療法1の5①）。 ①特定病院とは、療養病床（医療法7②四）又は一般病床（医療法7②五）を有し、かつ特定診療科名（注1）があるが、勤務する職員数が満たされていない（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有していない）病院 ③非特定医療機関（有床系）とは、⑦療養病床又は一般病床を有する特定診療科名のない病院、④療養病床又は一般病床を有していない病院、②療養病床又は一般病床を有し、かつ特定診療科名があり、勤務する職員数が満たされている（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有する（注2））病院
診療所	医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数者のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう（医療法1の5②）。 ②特定診療所とは、病床数が4以上であり、かつ特定診療科名を有する診療所 ③非特定医療機関（有床系）とは、⑦病床数が3以下（注3）の診療所、④病床数が4以上であるが特定診療科名を有しない診療所 ④非特定医療機関（無床系）とは、病床を有しない診療所
助産所	助産師が公衆又は特定多数者のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。なお、助産所においては、妊婦、産婦又はじよく婦10人以上の入所施設を有してはならないとされている（医療法②）。 ③非特定医療機関（有床系）とは、病床を有する助産所 ④非特定医療機関（無床系）とは、病床を有しない助産所

第3章 主たる用途別の消防設備設置基準

同期間の診療実日数で除した値）が1未満である場合は、「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱うことができる（平27・3・27消防予130）。

用途判定の行政実例等

- 同一敷地内に有床病棟と無床病棟が存する場合の扱い（平28・3・31消防予100）
- 同一敷地内に令別表第1(6)項イ(1)に掲げる病院の用に供される建物が複数存しており、その中に病床を有さない建物（いわゆる「外来棟」）が独立した棟としてある場合、当該外来棟に対する消防用設備等に係る規定の適用に当たっては、令32条を適用して同表(6)項イ(4)に掲げる防火対象物に準じた取り扱いをしてよいか。
- ☐差し支えない。

消防設備設置基準一覧表

消防用設備等の区分	消防法施行令による基準			東京都火災予防条例による付加基準
	設置すべき面積・収容人員等(原則となる規制基準)	関係条文	設置基準の緩和	
消火設備	消火器・簡易消火用具(消火器具)	全部(令別表第1(6)項イ(1)~(3))	令10①一	部分の用途による(条例36②・37①)(※21・※22)
	屋内消火栓設備	延べ面積150㎡以上(令別表第1(6)項イ(4))	令10①二	
		地階・無窓階・3階以上の階床面積50㎡以上(令別表第1(6)項イ(4))	令10①五	
		延べ面積700㎡以上基準面積の緩和 ①耐火構造(※1) →延べ面積2,100㎡(※13)以上 ②耐火構造・準耐火構造(※2) →延べ面積1,400㎡(※13)以上	令11①二 令11②	
地階・無窓階・4階以上の階床面積150㎡以上基準面積の緩和 ①耐火構造(※1)	令11①六 令11②			
屋外消火栓設備	床面積(※3) ①耐火建築物 9,000㎡以上 ②準耐火建築物 6,000㎡以上 ③その他 3,000㎡以上	令19①	令19④	部分の用途による(条例40①)
動力消防ポンプ	同一敷地内の2以上の建築物(一の建築物とみなされるもの(※4))の床面積(※3) 上記①~③	令19②		

第3章 主たる用途別の消防設備設置基準

15 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム・老人福祉センター等

関係条文：令別表第1(6)項ハ

用途の定義							
共通する内容	令別表第1(6)項ハは、令別表第1(6)項ロ以外の施設で、自力避難が困難な者が利用する可能性があることに加え、自力避難が困難とは言いがたいものの、避難に当たり一定の介助が必要とされる高齢者、障害者等が利用する蓋然性が高い社会福祉施設等である（平26・3・14消防予81）。						
老人デイサービスセンター等	① 老人デイサービスセンター（介護保険法上は、指定通所介護事業所）：65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（その者を現に養護する者を含む。）を合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等を供することを目的とする施設をいう（老福祉法20の2の2）。 ② 軽費老人ホーム：無料又は低額な料金を、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供することを目的とする施設（老福祉法20の6）のうち令別表第1(6)項ロ(1)に該当しない施設をいう。 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金をで入所し、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を受けることができる施設である。 ＜参考＞ 次のものが該当する。 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令1条1項1号及び2号までに掲げる区分とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（同省令2条1項2号に該当する状態を除く。）</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態</td> </tr> </tbody> </table>	区分	状態	要介護1	要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（同省令2条1項2号に該当する状態を除く。）	要介護2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
区分	状態						
要介護1	要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（同省令2条1項2号に該当する状態を除く。）						
要介護2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態						
老人福祉センター	③ 老人福祉センター：無料又は低額な料金を、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供することを目的とする施設をいう（老福祉法20の7）。						

第3章 主たる用途別の消防設備設置基準

消防設備設置基準一覧表

消防用設備等の区分	消防法施行令による基準			東京都火災予防条例による付加基準	
	設置すべき面積・収容人員等(原則となる規制基準)	関係条文	設置基準の緩和		
消火設備	消火器・簡易消火用具(消火器具)	延べ面積150㎡以上 地階・無窓階・3階以上の階床面積50㎡以上	令10①二 令10①五	部分の用途による(条例36②・37①)(※21・※22)	
	屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上基準面積の緩和 ①耐火構造(※1) →延べ面積2,100㎡以上 ②耐火構造・準耐火構造(※2) →延べ面積1,400㎡以上	令11①二 令11②		令11④
屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上基準面積の緩和 ①耐火構造(※1) →延べ面積2,100㎡(※13)以上 ②耐火構造・準耐火構造(※2) →延べ面積1,400㎡(※13)以上	地階・無窓階・4階以上の階床面積150㎡以上基準面積の緩和 ①耐火構造(※1) →床面積450㎡以上 ②耐火構造・準耐火構造(※2) →床面積300㎡以上	令11①六 令11②	地階を除く階数5以上(条例38①二)(※23)	
		スプリンクラー設備	地階を除く階数11以上(※12)		令12①三
		特殊消火設備	床面積の合計(平屋建て以外)6,000㎡以上(※12)		令12①四
	地階・無窓階床面積1,000㎡以上 4階以上10階以下の階床面積1,500㎡以上(※12)		令12①十一		
屋外消火栓設備	床面積(※3) ①耐火建築物 9,000㎡以上 ②準耐火建築物 6,000㎡以上 ③その他 3,000㎡以上	令19①	令19④	部分の用途による(条例40①)	
動力消防ポンプ	同一敷地内の2以上の建築物(一の建築物とみなされるもの(※4))の床面積(※3) 上記①~③	令19②			

第4章 部分の用途に着目した消防設備設置基準

2 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの又は部分

防火対象物又はその部分において、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、当該貯蔵し、又は取り扱うもの又は部分に着目して、消防用設備等の設置が義務付けられる。

2-1 指定可燃物の定義

指定可燃物とは、危令別表第4の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものとされている。

品名	数量	具体的な品名
棉花類	200kg	・不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻系原料 ・製糸工程前の原毛、羽毛
木毛及びびかんなくず	400kg	・椰子の実繊維、製材中に出るかんなくず
ほろ及び紙くず	1,000kg	・不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んである布又は紙及びこれらの製品を含む。） ・使用していない衣服、古新聞、古雑誌
糸類	1,000kg	・不燃性又は難燃性でない糸類（糸くずを含む。）及び繭糸類
わら類	1,000kg	・乾燥わら、
再生資源燃料	1,000kg	・資源の有効な利用を促進するための再生資源 ・廃棄物固形燃料
可燃性固体類	3,000kg	・固体で、燃焼し、かつ、燃焼時に発生する煙のいづれか（注）

第4章 部分の用途に着目した消防設備

木材加工品及び木くず	10㎡	・家具類、及び
合成樹脂類	20㎡	・発泡ウレタン樹脂類
その他のもの	3,000kg	・ゴムタイヤ

（注）合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製を含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びに繊維類をいう。

＜参考＞ 条例では、指定可燃物として、危令別表第4に掲げられている（条例別表7）。

2-2 設置が義務付けられる消防用設備等

(1) 設置義務
令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物貯蔵設備等の設置が義務付けられる。

消防用設備等	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所
消火器具	危令別表第4で定める数量
屋内消火栓設備	危令別表第4で定める数量（液体類に係るものを除く。）

第4章 部分の用途に着目した消防設備

指定可燃物の種別	消防用設備等
① 棉花類 ② 木毛及びびかんなくず ③ ほろ及び紙くず（動植物油がしみ込んである布又は紙及びこれらの製品を除く。） ④ 糸類 ⑤ わら類 ⑥ 再生資源燃料 ⑦ 合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずに限る。）	水噴霧消火設備 泡消火設備 全城放出方式の消火設備
① ほろ及び紙くず（動植物油がしみ込んである布又は紙及びこれらの製品に限る。） ② 石炭・木炭類	水噴霧消火設備 泡消火設備
① 可燃性固体類 ② 可燃性液体類 ③ 合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）	水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備
木材加工品及び木くず	水噴霧消火設備 泡消火設備 全城放出方式の消火設備

＜参考＞ 東京都火災予防条例
指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所等について付加しているものは、次のとおりである。

消防用設備等の種類	指定可燃物の種別等
消火器具	① 動植物油、鉱油その他これらに類する危険な可燃性固体類等を煮沸する設備又は器具の設置
大型消火器	② 紙類（洋紙、和紙、板紙、ルーフィング及びボール）、穀物類又は布類（以下「紙類等」とい）を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所
屋内消火栓設備	条例別表第7に定める数量の500倍以上の紙類等を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所
スプリンクラー設備	条例別表第7に定める数量の750倍以上の紙類等を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	条例別表第7に定める数量の1,000倍以上の紙類等を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所 条例別表第7に定める数量の1,000倍以上の紙類等を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所